

被災された方を対象に

各種支援・手続きがあります

被害の状況に応じて、次のような支援を受けられる場合があります。

災害ごみ



処理手数料の減免

豪雨による浸水被害等で家庭から発生したごみをクリーンセンターへ持ち込む場合、処理手数料を減免します。

災害見舞金



見舞金の支給

住家などに一定の被害を受けた方や事業者の方に見舞金の支給をします。
(例：床上浸水の場合 一般世帯 3 万円)

税・保険料等の減免



市税や各種保険料等の減免

市・県民税、固定資産税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの減免を受けられる場合があります。

このほかにも、被害の状況に応じた支援・手続きがあります。

詳しくは市ホームページをご確認ください。



支援・手続きについて
(市ホームページ)



各種支援・手続きの申請には、

「^り罹災証明書」または「被災証明書」が必要となる場合があります。

証明書の発行方法は、下記のとおりです。

罹災証明書・被災証明書の発行について

① 証明書の種類

(1) ^り罹災証明書



災害により、実際に居住している住家に被害を受けた場合に、被害の程度を証明するものです。

(2) 被災証明書



住家以外の建物（カーポートや倉庫等）、車両などの動産に被害を受けた場合に、被害を受けた事実を証明するものです。

② 申請に必要なもの

- ・ 罹災証明書（被災証明書）申請書
- ・ 本人確認書類の写し
(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ・ 被害状況が確認できる写真
(建物の外観や被害箇所が分かるもの)
- ・ 委任状（代理人が申請する場合）



③ 申請できる方

罹災証明書・被災証明書は、原則として被害を受けた住家等の所有者または使用者等が申請できます。



なお、本人以外の方が申請する場合は、委任状が必要となる場合があります。

④ 申請方法

申請は、防災危機管理課窓口、郵送またはメールにより受け付けています。



窓口



郵送



メール

※申請方法や申請書類の詳細については、流山市ホームページをご確認ください。

⑤ その他

- ・ 証明書は、申請から「1 週間程度」(閉庁日を除く)で発行します。
- ・ 現地確認が必要な場合があるため、お早めに申請ください。